

そうだん しんせい かたよう  
【相談・申請をされる方用】

せい かつ ほ ご  
生活保護のしおり

せい かつ ほ ご しんせい こくみん けんり  
生活保護の申請は国民の権利です。

せい かつ ほ ご ひつよう  
どなたにも、生活保護を必要とする

かのうせい  
可能性はありますので、ためらわずに

そうだん  
ご相談ください。

<相談窓口>

かみごとうふくしじむしょ  
上五島福祉事務所

みなみまつうらぐんしんかみごとうちょううらくわごう  
〒857-4511 南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1

でんわ  
電話：(0959) 54-2131

しんかみごとうちょうやくば ふくしか  
新上五島町役場 (福祉課)

みなみまつうらぐんしんかみごとうちょうあおかたごう  
〒857-4495 南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

でんわ  
電話：(0959) 53-1165

## 生活保護とは

誰もが一生の間には、病気、けが、事故、高齢などにより働くことができなくなったり、働いていても収入が少ないなど、さまざまな事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、そのようなときに、日本国憲法第25条の理念にもとづき、生活にお困りの世帯に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立(\*)を助けることを目的とした制度です。

(\*)自立には3つの自立があり、受給される方の状況に合わせた支援を行います。

- ①日常生活自立・・・心身の健康を回復・維持し、自分で、自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること。
- ②社会生活自立・・・社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること。
- ③経済的自立・・・就労することなどにより、自身の収入で生活し、生活保護から自立すること。

## 生活保護を受けるための要件

生活保護は、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。

このような努力をしてもなお生活できないときに適用となる制度です。

### 1. 資産の活用

◎現金や預貯金は活用してください。

※ただし、家計のやりくりのための最小限の手持金は保有が認められます。

◎保有が認められない資産(財産)は、売却処分などで活用してください。

(例) 不動産、生命保険、自動車、貴金属、債券(有価証券)など

ふどうさん  
【不動産について】

- 居住している土地、家屋の保有は、原則として認められます。  
※処分価値が著しく大きい場合は、処分して活用していただくことがあります。
- ※ローン付き住宅は、原則として保有は認められていません。
- 利用していない土地、建物があれば、売る、貸すなどの活用を検討してください。（宅地、田畑、山林、原野、家屋など）

せいめいほけん がくしほけん  
【生命保険・学資保険について】

- 生命保険に加入している場合は、原則として、解約し返戻金を活用していただく必要がありますが、保険料や返戻金が少額など一定の条件を満たせば保有が認められる場合があります。
- 学資保険は、こどもの就学費用にあてておくことを目的としていること、解約返戻金が一定の金額以下など保有が認められる条件がありますので、くわしい取扱いについておたずねください。

じどうしゃ  
【自動車について】

- 自動車の保有は原則として認められていません。（他人名義の自動車を使用することも認められていません。）
- ただし、使用目的が通勤や通院など、一定の条件を満たせば認められる場合がありますので、くわしい取扱いについておたずねください。
- 生活用品として、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車は、自賠責保険及び任意保険に加入しているなど一定の条件を満たせば保有を認められる場合がありますので、あわせて、おたずねください。

【その他】

- 貴金属や有価証券は、処分して生活費にあててください。
- 事業用資産、船舶、農業・漁業協同組合などの出資金などについて、事業を実施していない、利用していない場合は、処分・活用していただく必要があります。

◎急迫した事情や、すぐにお金にかえられないなど、やむを得ない理由があれば資産を活用できないまま保護を受けることが可能ですが、一時的に保護費で生活を維持している状態となりますので、後から（資産が活用できるようになったときに）、支給した保護費（医療費・介護費等を含む）を限度として、返していただくこととなります。

## 2. 能力の活用

◎働くことができる方は、能力に応じて働いてください。

◎働くことができるのに仕事についていない方は、職業安定所などに通い、熱心に仕事をさがし、一日も早く就職できるように努力しなければなりません。

## 3. 他法他施策の活用

◎利用できる他の法律や制度があれば、給付を受ける手続きをすみやかに行ってください。

(例) 老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童扶養手当、障害に関する手当、介護保険、障害者手帳や医療費助成等

【扶養の優先】

◎扶養義務者（親、子、兄弟姉妹などの親族）から、金銭や物品の援助を受けられるときは、その援助を受けてください。

生活保護に優先して、生活費にあてていただきます。

◎なお、扶養義務者からの援助は可能な範囲で受けていただくものであり、扶養義務者に相談してからでないとは申請できない、援助可能な扶養義務者がいるので申請できないということはありません。

◎保護の申請後、扶養（援助）の可能性について、調査（扶養照会）を行います  
が、DVや虐待等、特別な事情がある場合には、福祉事務所から扶養義務者への連絡（扶養照会）を控える必要があるため、かならず、お知らせください。  
また、扶養義務者へ連絡（扶養照会）を行ってほしくないご事情等があれば、あわせて、ご相談ください。

【暴力団員の取扱い】

◎暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

## 生活保護のきまり

### 1. 世帯単位の考え方

◎原則として、個人ではなく、世帯全体で保護が必要かどうか判断します。

◎親族であれ、他人であれ、いっしょに生活している方々は、すべて一つの世帯として考えます。はなれて住んでいる方がいても生計がいっしょであれば、同様に一つの世帯とみなします。

◎世帯のなかの一部の方だけに生活保護を適用することは、原則、ありませんが、国が定めた要件を満たす特別な理由がある場合は、例外的に認められることがありますので、ご事情等をご相談ください。

### 2. 生活保護の必要性の判断

◎世帯のなかのすべての収入が、最低生活費（世帯員の年齢や人数により定められた国の基準）を下回り、資産等を活用しても生活できないときに保護が適用されます。

◎原則として、収入が、基準（最低生活費）を上回れば、保護にはなりません。

### 3. 生活保護になると保障されること（権利）

◎次のような権利が保障されます。

くわしくは、保護の開始決定のときに、あらためてご説明します。

- (1) 保護を受けていても他の人と平等であり、差別されることはありません。
- (2) すでに決定された保護の内容は、正当な理由がなければ、不利益になるような変更はされません。

(3) 保護費に対し税金がかけられることはありません。

保護費や保護を受ける権利は差し押えられることはありません。

#### 4. 生活保護になると守らなければならないこと（義務）

◎生活保護を受けるようになると、権利が保障されている一方で、次のような義務が定められています。公的な制度であるため、正しく運用されることが求められているためです。

くわしくは、保護の開始決定のときに、あらためてご説明します。

##### (1) 生活上の義務

（仕事にはげむ、健康をまもる、お金を計画的につかう、借金しないなど）

##### (2) 届出の義務

（収入や資産の定期的な申告、生活状況等の変動報告など）

##### (3) 指導指示等に従う義務

（福祉事務所が行う調査、検診命令、指導指示にしたがうなど）

##### (4) 保護費を返還する義務

（資力がありながら保護を受けたとき、不正な方法で保護を受けたときなど）

#### 5. その他

◎借金（負債）があっても保護を受給することはできますが、保護費は最低限度の生活の維持にあてられるものであるため、返済にあてることは認められていません。

借金（負債）の問題は、生活保護では解決できないため、法律相談などを活用し、債務の整理を進めていただきます。

# ほごしんせい てつづ 保護申請の手続き

<p>そう だん 相 談</p>	<p>ふくしじむしょ ちょうたんとうか そうだん ・福祉事務所や 町 担当課へご相談ください。</p> <p>せいかつ ほ ごせいど せつめい ほごしんせい いし かくにん ・生活保護制度のしくみなどを説明し、保護申請の意思を確認します。</p> <p>ほこう むずか らいしょ かた ほうもん そうだんたいおう ・歩行が難しいなど来所できない方には訪問しての相談対応を検討します。まずは、お電話ください。</p>
<p>しん せい 申 請</p>	<p>しんせいにん ほご う かた ・申請人になれるのは、保護を受けようとする方（または、そのどうきよ しんぞく べつきよ ふようぎむしや おや こ きょうだいしまい の親族）か、別居の扶養義務者（親、子、兄弟姉妹などの親族）となります。成年後見人は代理申請が可能です。</p> <p>しんせい ひつよう しょるい ふくしじむしょ ちょう わた ・申請に必要な書類は、福祉事務所または町でお渡しします。</p> <p>げんそく ほごしんせいしょ じゅり しんせい ゆうこう 原則として保護申請書を受理してから申請は有効となります。</p> <p>しんせいしょるい きにゆう きにゆう ・申請書類の記入のしかたがわからない、記入できないなどのご事情等があれば、えんりょなくご相談ください。</p>
<p>ちょう き 調 査</p>	<p>しんせい ふくしじむしょ しょくいん かにい ほうもん ・申請がなされると、福祉事務所の職員がご家庭などを訪問し、ほご けつてい ひつよう き と ちょうさ おこな 保護の決定に必要な聴き取り調査を行います。</p> <p>ほか かんけいさき たい ひつよう ちょうさ おこな ・また、その他の関係先に対しても必要な調査が行われます。</p>
<p>けつ てい 決 定</p>	<p>ちょうさ ほご ひつよう けつてい ほご かいし ・調査にもとづき、保護が必要かどうか決定し、保護の開始または却下について書面でお知らせします。</p> <p>しんせい ひ げんそく かいな い ちょうさ じかん よう ※申請のあった日から原則14日以内（調査に時間を要するときは最長30日以内）に通知します。</p>
<p>かい し ご 開 始 後</p>	<p>せいかつ ほ ご かいし ふくしじむしょ たんとうしゃ ていきてき ・生活保護が開始になると、福祉事務所の担当者が定期的に かにいなど ほうもん ひごろ せいかつじょうきょう けんこうじょうたい ご家庭等を訪問し、日頃の生活状況や健康状態などをおうかがいします。</p> <p>ただ ほご おこな ひつよう おう じよげん しどう ・また、正しく保護を行うため、必要に応じて助言や指導を行います。</p>